

市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

ことし1年をふりかえって

1月

◎恩智川の拡幅工事のため、市内では最古といわれる石組みの「福栄橋」を解体。のち8月、山本町北6丁目の児童公園内に復元されました（写真①）

2月

◎中田にレジャー農園お目見え。自然の土に親しみながら、自分の手で好きなものを栽培できるレジャー農園が中田（曙川北土地区画整理地内）に誕生しました
◎煙感知ロボット登場。春の火災予防運動期間中、市役所玄関などに防火相談所、煙感知ロボット、ミニゴルフゲームを登場させ、人気を呼びました（写真②）

3月

◎菅振曙川線と国鉄関西線の立体交差（地下道）が開通（写真③）
◎宮町2丁目など市内30カ所にカーブミラー新設
◎新助役に石坪亮氏が就任
◎消防活動に威力を発揮する「救助工作車」登場。府下で3番目（写真④）

4月

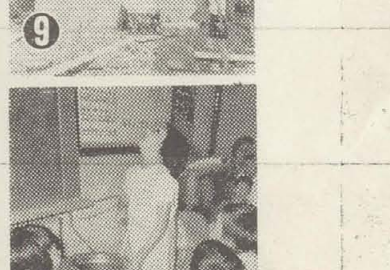
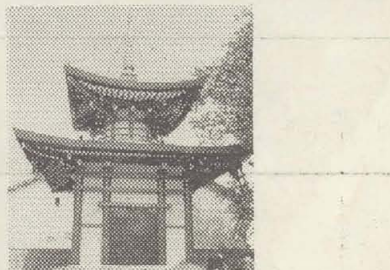
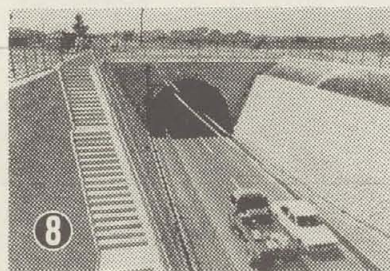
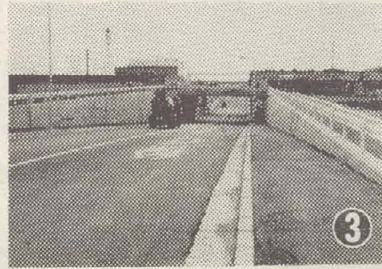
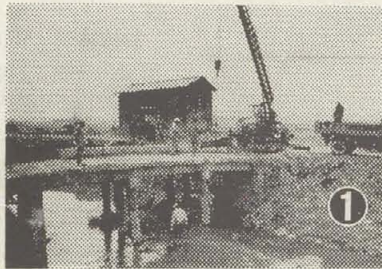
◎市立病院内のリハビリテーション（社会復帰療法施設）オープン。鉄筋コンクリート2階建、延べ385㎡。ハーバートタンク、万能圧流機などの器具や各種機能回復装置を備えつけ、一度に100人も治療できます。
◎八尾小校区、志紀小校区など市内11カ所にスクールゾーン設定
◎福万寺北5丁目に府の精薄施設「八尾学園」完成
◎水越地区に市内で初の「水上公民館」が完成（写真⑤）
◎八尾市会、新議長に和田一三議員、副議長に川元栄三議員を選びました
◎胃ガン検診車「やちよ号」登場

5月

◎粗大ゴミ月1回収集開始
◎市開発部内に府建築指導課八尾分室を設置
◎服部川地区に公民館完成

6月

◎日脳予防接種に先かけ全世帯に問診票配布



7月

◎豪雨で591戸が床上浸水、4,991戸が床下浸水（写真⑬）
◎混雑を緩和するため渋川踏切を東へ20m移設（写真⑭）

8月

◎総合福祉センター（本町2丁目）着工
◎公共下水道事業、久宝園排水区と久宝寺排水区の工事が始まりました
◎河内地下道オープンカットが完成。府、車の排気ガスや騒音の公害を解消させるため、トンネル（八尾空港下）の中央部を切り開く工事を行いました（写真⑮）
◎西山本町1丁目、緑ヶ丘2丁目など市内49カ所にカーブミラー新設
◎大聖勝軍寺境内に慰霊塔完成（写真⑯）

9月

◎永畑、刑部、美園3小学校開校
◎光化学スモッグ対策用の「うがい器」を全幼、小、中、高56校園に設置（写真⑰）

10月

◎教育委員会委員長に貴島正男氏が選ばれました
◎盲人用信号機の渡りぞめ。設置されている場所は、本町の表町交差点と電電公社前交差点（写真⑱）

11月

◎中田遺跡で和同開珎や木製スキを発見（写真⑲）
◎陽光園に八尾郵便局新庁舎完成
◎志紀地区に歩行者天国誕生

12月

◎府モータースポーツ競走会から救急車寄贈
◎衆議院議員選挙が行われました

◆もくじ◆

- ☆第1面…市の動き（ことし1年をふり返って）
- ☆第2面…市の行事
- ☆第3面…お知らせ
- ☆第4面…財政公表
- ☆第5面…ク
- ☆第6面…市政キャンペーン（ことしの交通事故死者）
- ☆第7面…声のひろば（師走の町で主婦の声をひろう）
- ☆第8面…清掃

やお市政だより

第471号

2

昭和47年12月20日

市の行事

12/26	(火)	交通 青少	☆老人医療医療証の交付 9.30~16.00 市民ホール
27	(水)	家児	☆老人医療医療証の交付 9.30~16.00 市民ホール
28	(木)		☆官庁御用納め ☆老人医療医療証の交付 9.30~16.00 市民ホール
29	(金)		☆老人医療医療証の交付 9.30~12.00 市民ホール
30	(土)		
31	(日)		☆大晦日
1/1	(月)		☆元旦
2	(火)		☆初荷
3	(水)		
4	(木)		☆官庁御用始め
5	(金)	家児	☆少年を守る日 ☆小寒
6	(土)		
7	(日)		☆七草
8	(月)	家児 法律 行政	☆ツベルクリンの接種 14.00~15.30 八尾保健所 ☆消防出初め式 10.00~ 帝国製糸グランド
9	(火)	交通 青少	☆ツベルクリンの接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆一般健康相談 9.15~11.00 〃 ☆不用犬の受付 9.00~15.00 〃
10	(水)	家児	☆十日戎 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所 ☆BCG接種 14.00~15.30 八尾保健所

☆みなさんの近くで起った善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報系へ(TEL 91-3881)

《小児科急病者の診療》

市立病院内に開設されている「休日小児科診療所」では、12月31日~1月3日までの4日間も、小児科急病者の診療を行ないます。

診療時間 午前は10時から正午まで、午後は1時から3時まで。

なお、受診のときは、必ず健康保険証を持参してください。

《八尾市消費問題研究会の入会について》

さきごろ発足しました八尾市消費問題研究会では、いま入会者を募っています。

買い物をしたとき、鮮度が悪かったとか、量目が足りなかった、クリーニングに出したらいたんで返ってきたなどの問題をグループで解決していこうとする消費者組織です。

講習会、商品テスト、業者との懇談会、量目の実態調査などの活動を行なっています。

現在、会員は150名ですが、入会希望されるかたは、どしどし申し込んでください。会費は年額100円です。申し込みは市産業課へ(電91-3881)。

《八尾郵便局からのお知らせ》

八尾郵便局の年末の窓口取り扱い時間は次のとおりです。

☆12月30日(土) 31日(日)

郵便、電信、電話は午前8時から午後8時まで、貯金、保険は、午前9時から正午までです。

なお、無集配特定局は、31日はすべての業務をお休みします。

家児 一家庭児童相談 10時~16時 福祉会館で 青少 一青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで 交通 一交通相談 法律 一法律相談(当日予約制) 行政 一行政相談 いずれも 13時~16時 市民相談室で

《廃品売却は腕章を確かめて》

古新聞、古雑誌などの廃品回収は、大阪府が許可した業者しかできないことになっており、公認業者は、白地に「大阪府公認再生資源回収業者の章」と書いた腕章をはめています。

不用品を出すときは、この腕章を確かめてお出してください。

また、公認業者は、衛生上の関係で禁止されているトイレットペーパー、ちり紙との交換をすることはありません。

《上田由松氏が法務大臣表彰》

八尾市の人権擁護委員である上田由松氏(67歳=安中町8丁目13-15)が12月11日、法務大臣表彰を受けられました。人権擁護委員として21年間在職し、功績がとくに顕著なためにおくられたもので、大阪府ではただ1人です。

《婦人会館内に同和教育推進室が発足》

婦人の団結によりこの社会からいっさいの差別をなくしていこうとの目的で八尾市婦人団体連合会が八尾市立婦人会館内に「同和教育推進室」を開設しました。

この推進室では、☆同和教育に関する資料(スライド、映画、図書など)の貸し出し ☆同和教育の講演会、研修会への講師の紹介 ☆人権問題についてのあらゆる相談などを行なっています。

婦人会館は本町3丁目 電22-5185です

《1月8日出初め式》

新春の消防出初め式をことしも次のとおり行ないます。

☆とき 1月8日(月) 午前10時

☆ところ 帝国製糸グランド

《29日と30日の納税》

市役所収税課の納税受け付けは、12月29日午前中までですが、29日午後と30日の午前中は、市内の指定金融機関で納税受け付けを行なっています。忘れず、年内にお納めください。

《一日補導センターが開かれました》

「少年を守る日」の5日、市教委市青少年問題協議会ら6団体共催の一日補導センターが実施されました。

年末をひかえ、青少年の非行防止を強め、健全な家庭づくり、差別のない町づくりを全市民に呼びかけたものです。

朝早く、近鉄八尾、山本駅など11カ所で啓蒙用マッチ、七曜カードで「青少年を守りましょう」と呼びかけました。



やお市政だより

第471号

3

昭和47年12月20日

お知らせ

保育所のこと

■来春入所の保育児を募集します

電91-3881 内線394

市では、来春入所の保育児を次のとおりに募集します。

☆申請書の交付 昭和48年1月8日から福祉会館内児童課または、各保育所で。

☆申請書の受付場所と日時

1月16日(火) 志紀保育園(田井中 428) あけぼの保育園(都塚71) 17日(水) 母木保育園(恩智77の1) 千塚保育園(千塚 150の1) 18日(木) 八尾隣保館保育所(南本町3丁目4の5) ふじ保育園(山城町5丁目2の6) 19日(金) さくら保育園(福万寺町4丁目14) みよし保育園(太子堂2丁目3の22) 22日(月) 亀井保育所(亀井町2丁目4の8) 久宝寺保育所(久宝寺2丁目1の9) 23日(火) 荘内保育所(荘内町2丁目1の27) 本南保育所(山本町南2丁目4の5) 24日(水) 高安保育所(教興寺 222) 安中保育所(安中町8丁目6の23) 25日(木) 桂保育所(桂町2丁目1の1) 26日(金) 西郡保育所(桂町2丁目33)

時間は、いずれも午前10時から午後3時まで、なお若竹保育園(田井中 594)については志紀保育園で受け付けます。

このほか、1月28日(日)午前9時から正午まで福祉会館内児童課で全保育所の分を受け付けます。

受け付け当日は、必ずお子さんをお連れください。

予防接種のこと

■定期3種混合予防接種が実施

されます

電91-3881 内線246

定期3種(ジフテリア、百日咳、破傷風)混合予防接種を次の要領で行ないます。

☆該当者 ▷1期=生後3ヶ月~24ヶ月の乳幼児 ▷2期=1期終了後12ヶ月~18ヶ月の幼児

☆予防接種の受け方 ▷1期は3~4週間の間隔で3回 ▷2期は1期終了後12ヶ月~18ヶ月の間に1回

＜日程＞

1回目	2回目	3回目	
1月11日	2月6日	3月6日	竹淵小 大正幼
1月12日	2月7日	3月7日	久宝寺小 安中幼
1月16日	2月8日	3月8日	北山本小 清友幼
1月17日	2月9日	3月9日	竜華幼
1月18日	2月12日	3月12日	山本幼
1月19日	2月13日	3月13日	中高安幼 南高安幼
1月22日	2月14日	3月14日	用和幼 桂隣保館
1月23日	2月15日	3月15日	曙川小 八尾小
1月24日	2月16日	3月16日	安中隣保館 志紀小

時間はいずれも午後2時から3時30分まで
なお、当日は体温を記入、捺印した母子手帳と予防接種手帳を必ずもってきてください。

夜間学級のこと

■夜間学級生を募集しています

電92-4550

義務教育をおえていない人を対象として、市立八尾中学校内に夜間学級が設けられています。募集要領は次のとおりです。

☆資格 国籍、年齢、男女の区別などいっさい問いません。

☆申し込み ▷八尾市教育委員会(市役所4階、電話91-3881 内線281または市立教育センター内指導課、電話92-4550)▷八尾市立八尾中学校 電話23-4421(ひる) 98-9551(よる)

なお、授業時数は週24時間(週6日、1日4時間)、始業は午後5時40分、終業は午後9時まで、費用は無料です。

あなたのまわりに該当者がおられる場合、説明しておすすめてください。

土地のこと

■土地の先買い制度が施行されました

電91-3881 内線251

ことし6月、土地の先買い制度などを内容とする「公有地の拡大の推進に関する法律」ができました。

この法律により47年12月1日から市街化区域内における土地の取引が制限されることになっています。

この法律は、住みよく、働きよくするためには、道路、公園、下水道などの公共施設を計画的に整備する必要があるために都道府県や市町村などが道路、公園などの公共的な目的のために必要な土地を計画的に先行的に取得することができる制度です。

すなわち、みなさんが土地の売買などを行なおうとするときに、そのことを特定の公的な機関(都道府県知事など)に届け出て公的な機関がその土地を必要と認めれば、優先的に譲り受けることができるものです。(市街化区域のみ)

市街化区域内の次のような土地を有償で譲渡しようとするときは、契約を結ぶ前に市へ届け出てください。

☆都市計画で決められた道路、公園、学校などの施設の予定区域内の土地であるとき ☆面積が2,000㎡以上の土地であるとき

この土地の買取りにあたっては、正当な補償を支払うのはもちろんのこと、譲渡所得税などの税の軽減措置がとられます。

くわしいことは、市開発部用地課まで

統計調査のこと

■工業統計調査にご協力ください

電91-3881 内線210

今年も12月31日現在で工業統計調査がおこなわれます。この調査は統計法に基づく指定統計調査でわが国における製造業に属するすべての事業所を調査する、いわば製造業に関する国勢調査というものです。

調査票の秘密は厳守されますので、調査員が、おうかがいしました時は、よろしくご協力くださるようお願いいたします。

児童手当のこと

■児童手当の請求を忘れずにしましょう

電91-3881 内線235

ことし1月1日から18歳未満の児童を3人以上養育し、そのうち1人以上が昭和42年1月2日以降に生まれた児童がある人に児童手当を支給していますが、まだ請求していない人は申請してください。

☆申請の方法 印鑑、厚生年金証書が国民年金手帳、それに預金通帳(市内の金融機関のもの)、所得証明書(47年1月1日以後に転入された人)を持って市役所年金課か各出張所で申請してください。

ただし、請求者の所得が定められた額(例えば3人扶養で1,627,000円)以上であれば支給できません。

・児童手当の支給範囲が広がられます

昭和48年4月1日から18歳未満の児童を3人以上養育し、3人目以降の児童(現在、42年1月2日以降に生まれた児童)が昭和38年4月2日(10歳未満)以後に生まれた児童にと年齢が広がられます。

申請要領などについては、近くお知らせします。

学校のこと

■来年小学校就学予定者に対し健康診断を行ないます

電23-5102

市教委は、来年小学校就学予定者に対して次の日程で就学時健康診断を行ないますので就学通知書にご案内しました学校でお受けください。

1月16日(火) 八尾小、山本小、用和小、久宝寺小、竜華小、大正小

17日(水) 桂小、安中小、竹淵小、南高安小、中高安小、北高安小

18日(木) 曙川小、北山本小、南山本小、志紀小、高美小

19日(金) 長池小、東山本小、永畑小、美園小、刑部小

時間は、午後1時~3時ですが、学校によっては多少時間を変更することがありますので、学校の指示にしたがってください。

なお、検査日に都合で受けられない方は次の所でお受けください。

2月15日(木) 労働会館(山本町) 16日(金) 労働会館分館(植松町)

時間は、いずれも午後1時~3時。

盲人のこと

■盲人用具を購入されるときは補助がえます

電91-3881 内線391

大阪府盲人福祉協会では、盲人の日常生活に役立てるため、大阪府の援助により、盲人用具の購入補助事業を行なっていますので、希望されるかたは、市社会課まで申し込んでください。

☆対象者 府下に居住している身体障害者手帳所持者で満18歳以上の視覚障害者。

☆補助対象用具

盲人用腕時計、点字タイプ、盲人用タイマー、盲人用体温計、盲人用上血秤

ゴミのこと

■ゴミの持ち込みには清掃事業所の事前承認が必要です

電91-3881 内線380

最近、会社、工場、個人から持ち込まれるごみの量が急激に増加しています。市ではこれに対処するため、処分地の有効利用、破碎工場の建設など対策をたてていますが、市街化のすすむ本市では適当な処分地の確保が困難であるのが現状です。

この種のごみは、法的には排出者の責任で処置していただくことになっていますが、小さな会社や個人事業所が多い本市の現状を考慮して、48年1月から次の条件をみたところのみ、搬入を受けつけます。その際、持ち込み計画を事前に清掃事業所まで提出し、必ず承認をうけてください。

＜持ち込みごみの範囲＞

1. 自宅の新、改、増築などによる工作物の除去でできた廃棄物。ただし、1年に1回以内持ち込みが1ヶ月以内に完了することを条件に15トン以内。
2. 上記以外の廃棄物。ただし月3トン以内。

墓地のこと

■市立竜華墓地使用の公開抽選会の結果

電91-3881 内線246

12月6日(水)市立竜華墓地使用の公開抽選会が行なわれ、次のとおり当選者が決まりました。

☆当選者整理券番号

▷A区(1㎡) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 21 22 23 24 26 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 48(以上44区) 補欠1位25 2位27 3位47

▷B区(1.5㎡) 1004 1005 1007 1013 1019 1021 1029 1032 1033 1035 1038 1045 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1055 1057 1058 1059 1060 1061 1063 1064 1065 1067 1068 1069 1070 1072 1073 1074 1075 1076 1079 1080(以上38区) 補欠1位1031 2位1009 3位1014 4位1015 5位1010

なお、申し込み者数はA区47名、B区81名でした。

官庁事務のこと

■年末年始の市役所・市立病院などの事務は次のとおりです

電91-3881 内線201

年末は、混雑が予想されますのでご利用のかたは、なるべく早目にお越しください。

＜市役所・市立病院＞ 年末 12月28日(木) 午前中 年始 1月5日(金) から平常どおり事務を受け付けます。

＜ゴミの収集＞ 普通ゴミは、12月30日まで月曜、木曜 収集のところは、28日が最終日 火曜、金曜収集のところは、29日が最終日、水曜、土曜収集のところは、30日が最終日です。年始は、1月5日から。

＜し尿の汲み取り＞ 年末30日の午前中、年始は、5日から。

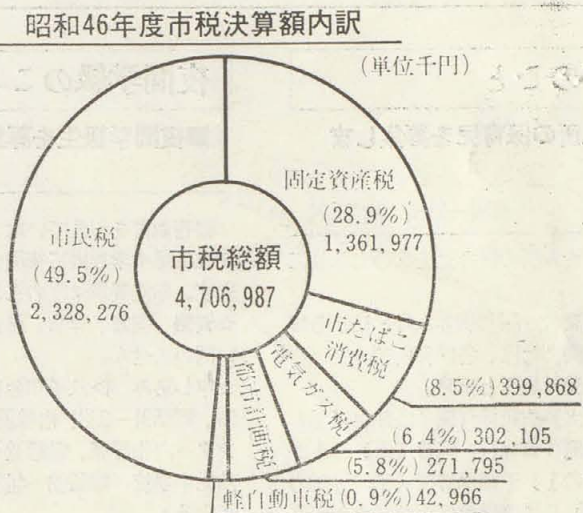
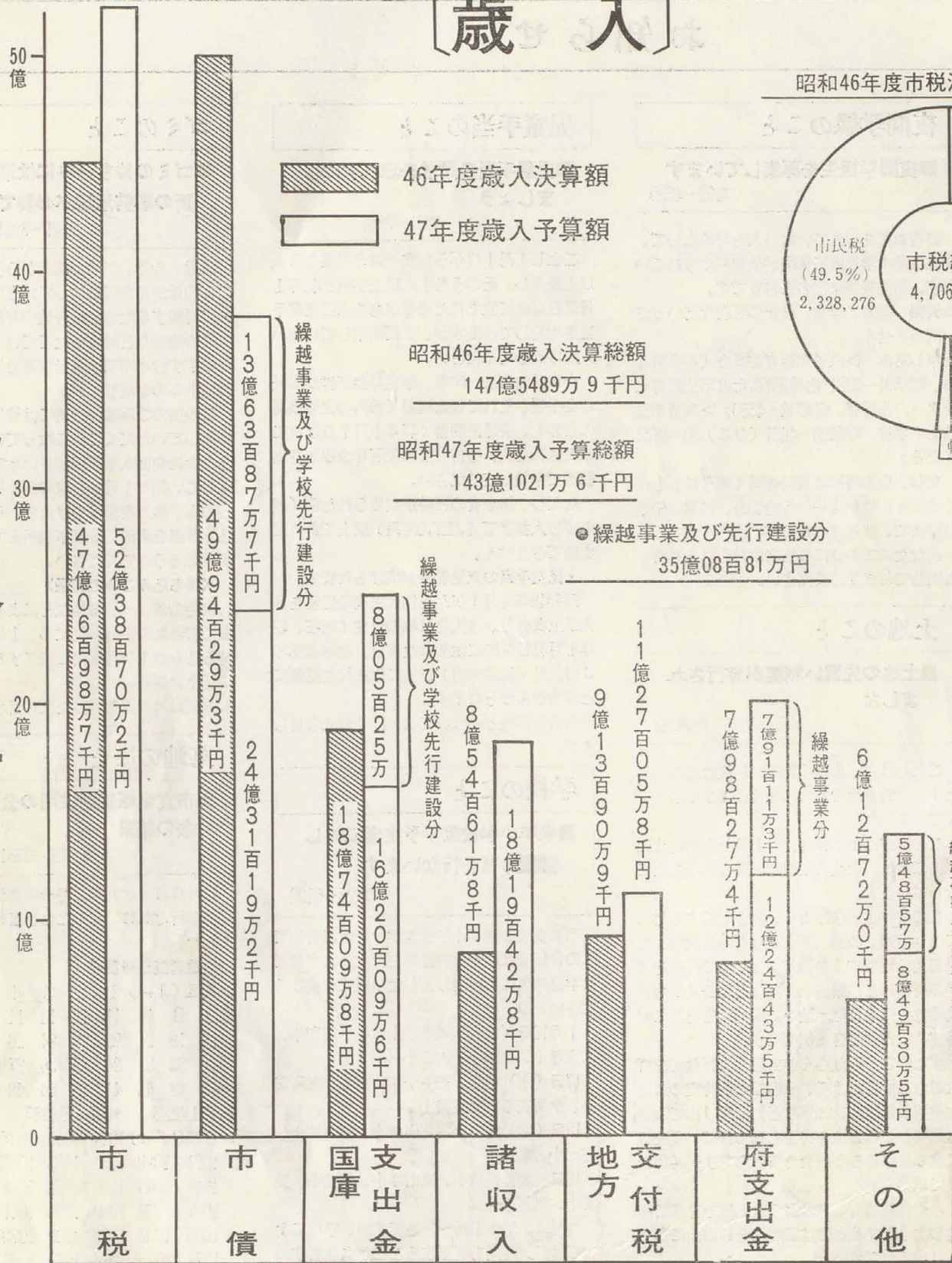
八尾市告示第99号
 地方自治法第243条の3並びに八尾市
 財政状況の公表に関する条例の規定によ
 って市の財政事情を次のように公表する
 昭和47年12月20日
 八尾市長 大橋 清 治

八尾市

昭和46年度決算額および

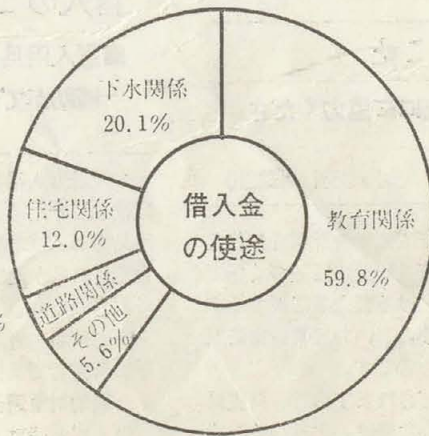
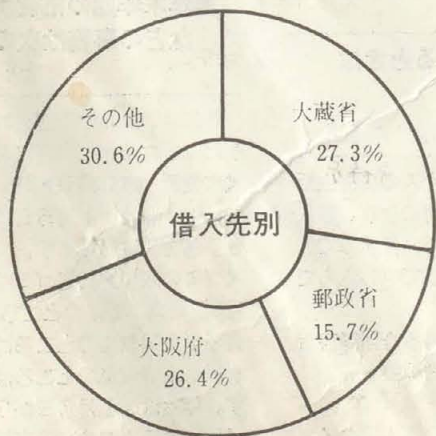
〔歳入〕

一般会計



市債(借入金)の状況

昭和47年3月末現在



●借入金総額 4,994,293千円

市有財産の状況

昭和47年3月末現在

種 類	面積及び金額
土 地	838,650㎡
建 物	230,130㎡
積 立 金	566,269千円

やおし

財政状況

昭和47年3月31日現在

人口 232,225人
世帯数 70,497世帯
面積 41.26km²

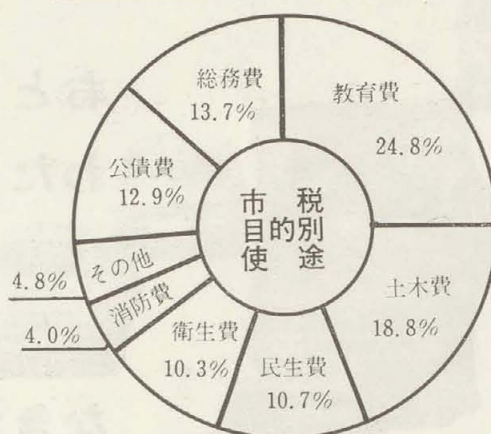
昭和47年度予算額 (47年度予算額は47年9月末現在)

〔歳出〕

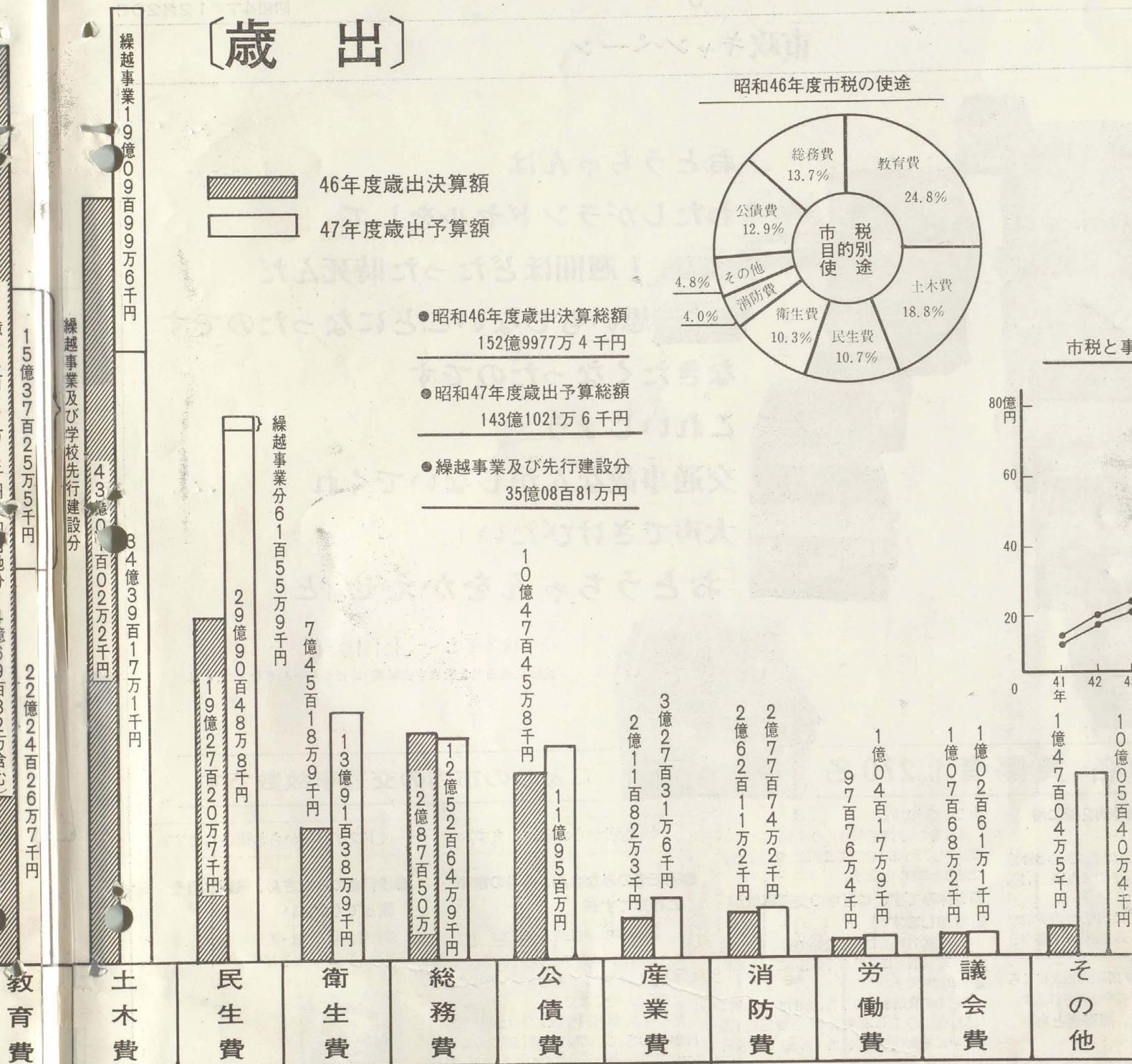
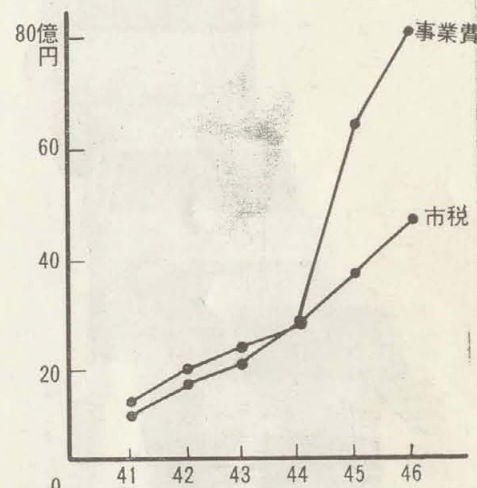
46年度歳出決算額
47年度歳出予算額

- 昭和46年度歳出決算総額
152億9977万4千円
- 昭和47年度歳出予算総額
143億1021万6千円
- 繰越事業及び先行建設分
35億08百81万円

昭和46年度市税の使途



市税と事業費の推移



企業会計と特別会計

46年度企業会計と特別会計決算

昭和47年3月末現在 (単位千円)

会計名	歳入	歳出
国民健康保険事業特別会計	1,140,358	1,090,053
水道事業会計	1,429,370	1,773,231
病院事業会計	958,945	1,145,514
近鉄八尾駅前土地区画整理事業特別会計	13,392	13,392
曙川北土地区画整理事業特別会計	566,593	351,788

47年度企業会計及び特別会計予算

昭和47年9月末現在 (単位千円)

会計名	歳入	歳出
国民健康保険事業特別会計	1,329,710	1,329,710
水道事業会計	1,584,993	1,823,133
病院事業会計	1,245,457	1,277,198
近鉄八尾駅前土地区画整理事業特別会計	48,232	48,232
曙川北土地区画整理事業特別会計	427,000	427,000
公共下水道事業特別会計	1,369,430	1,369,430



やお市政だより

第471号

6

昭和47年12月20日

市政キャンペーン



おとうちゃんは
わたしがランドセルをして
1週間ほどたった時死んだ
思いもしないことになったのです
なきたくなったのです
これいじょう
交通事故なんかしないでくれ
大声でさげびたい
「おとうちゃんをかえせ」と



小学校3年生 上田美代子

大阪交通遺児を励ます会編集「おとうちゃんをかえせ」より

死者19名 負傷者1,270名

ことしの市内の交通事故数です

■死者数は昨年同期の約2倍に増えています

昨年1年間に、市内で起きた交通事故件数は、1,049件で、11名の人なくなり、1,409名の人けがをしました。

ことしは、11月末までに、929件の事故が起っており、すでに、死者19名、負傷者、1,270名を数えています。

とくに死傷者は、昨年同期の10人にくらべ、約2倍に増えているのが注目されます。

■交通事故は加害者、被害者とも悲惨なものです

交通事故は、事故をひき起こした側にとっても、被害を受けた側にとっても、ともに悲惨なものです。

事故が起きてから「あの時、もうちょっと注意していれば……」とくやんでも、もう手おくれ。一家の大黒柱を失って、とほにくれる家族、大変な賠償金を負わされて、ぼう然とするドライバー。

一瞬の不注意から、長い一生を暗いものにしてしまった例は、山ほどあります。

ことし市内で起きた交通事故を分析しても無過失といえるものはほとんどありません。

交通ルールを守ることが、運転者にとっても歩行者にとっても、自分の身を守る最良の方法です。

■身障者（児）を輪禍から守りましょう

最近、身体障害者（児）特に目の不自由な人たちの交通事故が増えています。

今月12日にも、光南町の福祉会館前で、目の不自由な市民が、南から走ってきた小型ライトバンにはねられ、死亡するという事故が

おこっています。

運転者や歩行者の皆さんの暖かい心づかいで、少しでも身障者の交通事故が減るよう、ご協力をお願いします。

■冬休みです、こどもの交通事故が【増加します】

ことしの11月までの交通事故者数 1,289名のうち、約11%にあたる 145名がこどもの交通事故者数です。

こどもの交通事故のうち、歩行中のものは145名（59%）自転車乗車中のもの56名（23%）車に乗車中のもの45名（18%）で、歩行中・自転車乗りの事故が圧倒的です。

これから冬休みに入ると、町を往來するこどもの数も増えますので、ドライバーのみなさんはもちろん、家庭でも、じゅうぶん注意を与えておいてください。

■飲酒運転はおやめください

年末・年始は忘年会、新年会と、お酒を飲む機会が多くなりますが、飲酒運転は事故のもと、ぜったいおやめください。

酒気帯び運転は6点の減点、よっぱらい運転は12点の減点になります。



《歩行者からお願いします》

●運転者のみなさん、信号の意味をご存知ですか

西山本町 村上さん（48歳）

町を歩いていて気づくことは、なんと、運転手が信号の色に、大胆な考えを持っているんだらうということです。

たとえば、信号待ちをしていた運転手が、自分と対面している信号がまだ赤なのに、反対側の信号が青から黄に変わると飛び出す人がいます。渡り遅れてまごまごしている歩行者でもいたらたちまち事故が起きますよ。

マナーの悪い運転手になると、自分は、信号待ちの車の後方にいるのに、反対側の信号が赤に変わると、前の車に催促するようブー・ブー鳴らしています。もう少し、信号の意味を考え直してください。

また、スピードの出し過ぎも大変危険です。いつでも事故が避けられる余裕をもって運転してください。



《ドライバーからお願いします》

●歩行者のみなさん、横断歩道を渡ってください

深沢肇さん（39歳・府警15年無事故表彰受彰者） Yタクシー乗務員



昨今、悲惨な交通事故がふえています。事故を撲滅するには、もちろん運転者の細心の注意が必要ですが、歩行者や自転車乗りの皆さんにも守っていただきたい点があります。

陸橋や横断歩道がありながら、めんどくさくなるのか、利用しない人が多いですね。特に横断歩道を渡らず、道路を走って横切る人がいますが、大変きんです。

また、こども連れの時は、車の方へ飛び出すことがありますから、手をつないで、道路の外側を歩かせてください。

自転車乗りの人は、交差点で右折するとき走ってきすぐ曲がる人がいますが、事故が起きないのがふしぎなくらいです。

声のひろば

ささいなことだから黙っている……

1

ことし1年間の買い物を振り返って品質、量目、価格、広告のしかた、店員の応待ぶりなどで、腹の立ったことや、気分を害したことがありましたか

☆スーパーで買ったハンバーグを、てんぷらに揚げていると、異様な臭いがあるので割って中をみると腐っていました(40才の主婦)

☆シューマイ(10個、100円)を買ったところ、小麦粉を固めただけのような味で、とても食べられず、捨ててしまいました(60才の主婦)

☆スイカが腐っていたので、店員に言ったところ、じょう談まぎれにしろ『奥さん、安いかからしかたがないでしょ』との返事。

責任者を呼んでくれと言ったが、この店はチェーン店で、ここには事務所がないと言われました(30才の主婦)

☆売出しのちらしを見て、安いので買った服が、すぐしわのよる悪い製品でした。

☆〇〇の品はありませんか。と訪ねると「ありません」といふ返事。

翌日、同じ店の店頭で、その品が置いてありました。倉庫から出してくるのがそんなに面倒だったのでしょうか(34才の主婦)

☆みかんを買ったところ、底のほうに腐ったものがありました(47才の主婦)

☆肉を買うと、上のほうは赤みだが、下のほうには、油みがたくさん入れています。

☆市場全体でサービス券(買い物をすると価格に応じてくれる点数券)を出しているのに、わざとかどうかわからないが、券を出してくれない店があります(37才の主婦)

☆なんと物価が高いんでしょうね(73才のおばあさん)

☆この付近では、スーパーと市場があるんですが、協定価格をつくらせて、値をつりあげているような気がするんですが

☆かまぼこ、ちくわなど、練製品にときどき悪いものがありました(45才の主婦)

☆品物の値段によって、あいその悪くなる店がありますよ。

☆サービス券で買い物をするとしぶい顔をする店もあります。そんなことなら、最初からこんな売出し方法をしなければいいのに(33才の主婦)

☆はかりをわざと客の見にくい場所に置いている店があります。客に見られて都合が悪いんでしょうか……。 (41才の主婦)

2

(1で何らかの不満を感じたと言う18名に対して)

そんな時、あなたはどうしましたか

①市や府の消費者苦情窓口へ連絡した

……………0名

②店に苦情を言って交換するか、返金してもらった

……………3名

③以後、その店では買物をしないようにしている

……………5名

④ささいなことだから黙っている……10名

3

年末商戦がさかんになっていますが目にも余るような商法や商品がありますか

☆衣料品が高くなりましたね。秋頃は3千円くらいだった婦人ものが、今では4~6千円する店もあります(30才の主婦)

☆年が経ると、同じ品物でも、店によって価格がかなり違うことがありますが、どうかと思います(43才の主婦)

☆年末になるとどうして物価を上げなければいけないんでしょうね(65才の主婦)

4

あなたは、来年の市の消費者行政にどんなことを望みますか

☆商店立入検査をして、品質の監視を充分

してほしい(58才の主婦)

☆量目検査をして、安心して買物ができるようにしてほしい(40才の主婦)

☆地域内商店の協定による価格のつりあげに対抗できる商店を誘致してほしい(45才の主婦)

☆同じ商品でも、きのうと今日では、値段が違うというような、あくどい商法は取締ってほしい(73才のおばあさん)

☆新鮮な魚・肉・野菜が食べられるようにしてほしい(55才の主婦)

☆ことしは野菜が安かったから、来年は魚類も安くしてほしいです(32才の主婦)

☆包装は、衛生的なものであるよう指導してほしい。新聞などは困ります(37才主婦)

☆安からう、悪からう的な商売は困ります(60才主婦)

☆消費者に役立つ知識をPRしてください(27才の主婦)

ことし1年のお買物 師走の街頭で 主婦30名にインタビュー

ことし1年間、市内の主婦たちは、どんな買物をしたのでしょうか。不当な品物を買わされるようなことはなかったでしょうか…。師走の町で、小走りに買物をする30名の主婦たちにインタビューしてみれば……。



◆インタビューを振りかえって◆

●このインタビューは、高安駅前、山本駅前商店街、本町の商店街、志紀住宅、国鉄八尾駅前の5ヵ所で行ないました。

●今回インタビューした主婦30名中、18名の方が、買物の際、品質や価格、店のサービスなどについてなんらかの不満を感じておられました。不良商品が、いまだにはびこっている感がありますが、消費者自身のちょっとした注意で防げたのも多く見られます

●近所の商品、市場など、顔なじみの店で買物をすると、トラブルが少ないのでは、という声が多くありました。

●不満があった時、どうするかについては、店に苦情を言う人は少なく、ささいなことだと黙っておられる方が意外に多くありました。

また、市産業課(電91-8881)や府・消費生活センター(電06-344-2861)などの苦情窓口連絡した人は、ひとりもなかったのですが、今後、泣き寝入りなどせず、どしどし、これらの窓口をご利用ください。

清 掃

●不用品(粗大ゴミ)はこの日に

—— 来年1月から3月までの収集日程 ——

市では、ことし5月1日からタタミ、机、タンスなど大型の不用品(粗大ゴミ)の収集を毎月1回行なっていますが、各地区の来年1月から3月までの収集日程は右表の通りです。

ただし、年始(1月1日～4日)については下記のとおり変わっておりますので、ご注意ください。

第1月曜1月1日→第1金曜1月5日
第1火曜1月2日→第1土曜1月6日
第1水曜1月3日→第2月曜1月8日
第1木曜1月4日→第2火曜1月9日

また、ゴミを出される場合、次のことに注意してください。

☆不用品は、必ず午前9時までに自宅の前に出してください

☆車の入りにくい所では、一般ゴミの収集と同じように車の入る所定の場所へ出してください(隣り近所の迷惑とならないように収集日の朝に出すようにしてください)

☆決められた所以外に不用品をお出しになっても収集しません

☆不用品を出されるときは、必ず「不用品」の表示をしてください

また、現在行なっている不用品(粗大ゴミ)収集は、各ご家庭から出るゴミのうち、週2回の一般収集ではできない大きなゴミを収集するのがねらいですから、会社、工場などの事業場から出されるゴミ、建築廃材、危険物などは収集できません。

●収集するもの

机、タタミ、タンス、冷蔵庫など大型の不用品

●収集しないもの

(1)平常ゴミ…台所から出るゴミ(週2回の定期収集のときにお出しください)

(2)業務上廃品…商店、会社、工場、事業所などの業務上またはこれに付随するゴミ

(3)建築廃材…建築、改築工事などのゴミ

(4)危険物…プロパンガスのボンベなど

(5)その他…市清掃事業所が不適当と認めたもの

曜 日 (日)		収 集 地 区
第1	月曜日 (1月5日、2月5日、3月5日)	幸町、泉町、山賀町 (以上府道八尾枚方線以東) 桂町、高砂町、山本北7・8丁目 (玉串川以西)
	火曜日 (1月6日、2月6日、3月6日)	宮町、楠根町、山賀町、泉町、幸町、山城町 (以上府道八尾枚方線以西) 末広町、佐堂町、久宝園、美園町、新家町
	水曜日 (1月8日、2月7日、3月7日)	山城町、北本町1・2丁目 (市道八尾西郡線以西) 宮町、楠根町 (以上府道八尾枚方線以東) 北本町3・4丁目
	木曜日 (1月9日、2月1日、3月1日)	菅振町、小畑町、長池町、緑ヶ丘1・2・4丁目
第2	金曜日 (1月5日、2月2日、3月2日)	北本町1・2丁目 (市道八尾西郡線以東) 光町、東本町3～5丁目、群内町、若草町、小阪合町
	土曜日 (1月6日、2月3日、3月3日)	山本町北6～8丁目 (玉串川以東) 福万寺町北、福万寺町、福万寺町南、福栄町、上之島町北、上尾町4～9丁目、西高安町2～5丁目、楽音寺、大竹
	月曜日 (1月8日、2月12日、3月12日)	水越、千塚、大窪、神立、山畑、服部川、黒谷、都川
	火曜日 (1月9日、2月13日、3月13日)	東山本町、東町、東山本新町
第3	水曜日 (1月10日、2月14日、3月14日)	緑ヶ丘3・5丁目、堤町、山本町北1～5丁目、山本町北6丁目 (玉串川以西) 上之島町南、西高安町1丁目、上尾町1～3丁目
	木曜日 (1月11日、2月8日、3月8日)	桜ヶ丘、旭ヶ丘、西山本町、山本町
	金曜日 (1月12日、2月9日、3月9日)	東久宝寺、本町、東本町1・2丁目
	土曜日 (1月13日、2月10日、3月10日)	神武町、沢川町6・7丁目、南久宝寺1～3丁目、西久宝寺、久宝寺、北久宝寺
第4	月曜日 (1月15日、2月19日、3月19日)	垣内、恩智 (以上外環状線以東) 柏村、神宮寺、二俣 (以上近鉄線以東) 教興寺
	火曜日 (1月16日、2月20日、3月20日)	刑部 (本村) 柏村 (外環状線以西) 山本高安町、高安町南、高安町北、垣内 (近鉄線以西) 恩智 (外環状線以西)
	水曜日 (1月17日、2月21日、3月21日)	中田、南本町9丁目、八尾木、別宮、今井、大宇安中 (関西線以北東) 刑部住宅 (市道曙川1号線以西) 高美町4～7丁目
	木曜日 (1月18日、2月15日、3月15日)	青山町、南小阪合町、山本町南、刑部住宅 (市道曙川1号線以東)
第5	金曜日 (1月19日、2月16日、3月16日)	清水町、明美町、松山町、南本町1～8丁目、高美町1～3丁目
	土曜日 (1月20日、2月17日、3月17日)	炭川町1～5丁目、高町、安中町、陽光里、栄町、光南町
	月曜日 (1月22日、2月26日、3月26日)	竹淵、南亀井町、北亀井町、亀井町、跡部北の町3丁目、跡部本町3・4丁目、跡部南の町
	火曜日 (1月23日、2月27日、3月27日)	跡部北の町1・2丁目、春日町、東太子、太子堂、南太子堂、跡部本町1・2丁目、大字太子堂、南植松町
第6	水曜日 (1月24日、2月28日、3月28日)	沼、太田、若林町、南木本、木の本、北木の本、西木の本、大字南木本、大字木本
	木曜日 (1月25日、2月22日、3月22日)	植松町、永畑町、相生町、老原 (市道志紀3号線以西)
	金曜日 (1月26日、2月23日、3月23日)	大字安中、天王寺屋 (以上関西線以南西) 大字植松 (国道25号線以北) 老原 (市道志紀3号線以東) 田井中、志紀住宅、弓削 (市道志紀22号線以北)
	土曜日 (1月27日、2月24日、3月24日)	弓削 (市道志紀22号線以南) 二俣 (近鉄線以西) 東弓削、天王寺屋 (関西線以北東) 神宮寺 (近鉄線以西) 都塚、柏村 (外環状線以東・近鉄線以西)

☆この表を切り取って目につきやすい所へおはりください。

しあわせを築く道

人権の広場

07

■人権作文より

八尾市内中学校2年E・K

私が朝鮮人であることを告白したのは、中学2年になってである。

私が朝鮮人であることを、朝鮮人のことを考えたのは、小学校4、5年のころからだと思う。

小学校2年のとき、同学年同クラスのAさんから、朝鮮人に対するけいべつ言葉をうけた事を覚えている。

そのAさんは、今も私の通っている学校にいる。あの時言ったあのひどい言葉を、Aさんは何とも思わないで今はもう忘れていたにちがいない。学校でAさんの顔をみると、心の奥そこかたすみにあった憎しみが、体じゅう

うにひろがるような気がする。

中学1年の時だって、同じクラスのB君からけいべつの言葉を受けた。そこで、私はムカ一と来て、私が朝鮮人であることを言ってしまった。そして、私「汚ないか」と聞いた。すると、B君は「うそやろ」と言った。

あんな形で告白するのは、良い事ではなかったかもしれないと今は思う。

そして、2年になって私が本名をつかうまで、B君は信じなかったのである。

日本人は朝鮮人よりきれいか、何年もの間、朝鮮人は差別されて来た。今でもだ。そのため、何人かの人々が帰化した。それらも帰化するには、その人の事をしらべられる。そうだと。かたがき日本、本とうに差別されないでくらしにいけるのだろうか？

私の友達も帰化されるそう。

朝鮮人であるために不利なこともいくらかある。でも、帰化するということは、差別にまけたということではないだろうか、私の友達は帰化することについてどう考えているのだろうか。

私は、その友達に、朝鮮人が日本人に差別されて来た事を書いてある本をかりてあげた。私達の子供がどうもかいたって、どうにもならない事かもしれないが、私の友達が大人になって、朝鮮人のことを考えだすようになったら、きっと私と同じようなことを考えるようになると思う。私は、そのときが早くくるように期待している。

日本にある朝鮮の学校の子が、日本人の子に乱ぼうするときいた。そんな事をするこ

とはいけないことだけど、どうしてそんな事をするようになったかを考えなければいけないと思う。朝鮮の学校の子は、らんぼうするのにつかう力をもっと大切なものにつかわなければならぬと思う。

私は、これまで朝鮮人は差別されている事を書いてきたが、それでは朝鮮人同志の中で差別しないだろうか、お互いに差別しているのではないだろうか。

人間て、こんなに心のせまいものかと泣きたくなるようなむなしさを感じる。

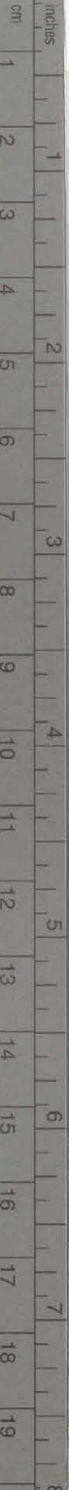
今、差別されているもの、みんなが団結し、みんなで立ち上がらなければならないのではないだろうか。そして、差別されているもの差別するものというのをなくし、みんなが平等に生きていかなければならないと思う。

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

